

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣告する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・江戸川区は、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業であるがん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診の実施に関する事務を行っている。</p> <p>江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会との委託契約により、各検診を区民が受診できる機会を設けている。</p> <p>また、この検診の受診履歴、検診結果の管理を行い、委託料の支払等の事務や、対象者の確認、対象者への受診勧奨等を実施している。</p> <p>・各検診の受診結果を健康管理システム標準仕様書に基づき、区健康管理標準準拠システムに格納する。</p> <p>・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	健康システム、統合DB、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	江戸川区健康部健康推進課、保健予防課
②所属長の役職名	健康推進課長、保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>江戸川区健康部健康推進課(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診) 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話:03-5662-0623</p> <p>江戸川区健康部保健予防課(肝炎ウイルス検診) 郵便番号132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話:03-5661-2476</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	江戸川区健康部健康推進課(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診) 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話:03-5662-0623 江戸川区健康部保健予防課(肝炎ウイルス検診) 郵便番号132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話:03-5661-2476
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)による照会のみを行う。 また、照会を行う情報が不完全な場合には照会時に人手が介在するが、人為的ミスを防止するクロスチェック対策を事務処理手順としてマニュアル化し、実施している。

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 (公表予定期点)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	事後	
令和4年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年9月22日	II しきい値判断項目 1. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・江戸川区は、(中略)各検診を区民が受診できる機会を設けている。 また、この検診の受診履歴、検診結果の管理を行い、委託料の支払等の事務や、対象者の確認、対象者への受診勧奨等を実施している。 各検診の受診結果を健診管理システム標準仕様書に基づき、区健診管理標準仕様システムに納入する。		事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。	・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という)第19条第6号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。	事後	番号法改正による修正
令和6年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の76の項	・番号法第9条第1項別表111の項	事後	番号法改正による修正
令和6年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	番号法改正による修正
令和6年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新たに追記)	十分である	事後	
令和7年6月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(新たに追記)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーが得られない場合におけるのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会のみを行う。 また、照会を行なう情報が不完全な場合には照会時に人手がかかるが、人為的ミスを防止するためチェック対策を事務処理手順としてマニュアル化し、実施している。	事後	
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新たに追記)	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(新たに追記)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーが得られない場合におけるのみ行う住基ネット照会は5情報(氏名、氏名の振り込み名、性別、生年月日、住所)による照会のみを行う。	事後	